

報新筆時

時事新報

上杉茂憲、鳴内武重兩氏より演壇に上り説明せ
を求める井上伯以議長の許可を得て徐々演壇に進

其の外の如きみどなれば去就向背は容易に知る可らず而して實際の論勢如何と問へば第一の眞實修正を希望するものは割合に少なくして第二第三の論者ふそ寧ろ多数なる可しと云へば今後の成行は愈々不分明ならざるを得ず我輩とても昨今の場合、聊か一場の推測談のみにして確說を得べきに非す唯政海變化の次第を一言して世人と共に今後の成行に注意せんとするものなり

○貴族院議事報

第一 公爵元利元龍君請願の件
第二 同鳴律忠義君請願の件
第三 俊爵尚泰君請願の件
第四 同四駕騰剛君請願の件
第五 同萬翠峰李君請願の件
第六 伯爵公方義君請願の件
第七 子爵鳥尾小彌太君請願の件
第八 尾崎三郎君請願の件
第九 山川浩石君請願の件
第十 井岸典太君請願の件
第十一 商法及商法施行條例中改正并に施行法提案(政府提出)

第十二 右議案の審査を付托すべき特別委員の指掌 第一議會
第十三 議院爭議點判決集(政府提出) 著
第十四 右議案の審査を付托すべき特別委員の選舉 第一議會
十一月二日午前十時三十分開議

第一より第十に至る議案は纏めて一束となし議長之を朗讀してその可否を問ひたるに満場異議なく可決す第十一議案商法及び商法施行條例細則中改正並に施行法律案に移り司法大臣山縣伯その必要なるふどを詳述したり

山縣司法大臣の説明

諸君、第三回帝國議會に於て議決上奏せられたる民法及び商法の延期法律は先きに裁可を經て已に之を公布せり此法典に付さては調査委員を設け政府は速に監査する考へなり然れども商法中會社法、破産法及び手形法の三者は速に施行せざるべからざるものと信す該法律は目下本邦商業上の進歩に従し且つ國家經濟上の生倉秩序の紊亂は今日に始まりたるものにあらずして敵法存に於て必要試くべからざるものと信ふ我國商業社會の久きに涉れりその間會社の恐慌又は會社の破産等多くは投機者流の爲めに起り法網疎なるを幸ひに一個一身の利益を壊滅せんふと謀り大に社會に禍害を與へたるふどは既に諸君の了知せらるいふども信す是等の弊害を匡正するには精密なる法律を以て會社の營業を監督するより他に途はなかるべし依て此會社法の實施は目下最も緊要なるものと信す又破産法は會社法實施上最も有效なる一種の道具なり故に此の二法案が並び行はれされば實際上監督の目的を達し得る能はざるべし次は手形法のみとなるが是亦一日も速に施行せざるべからず取引活潑なる商業社會に於て商業の發達するは偏に此信用取引に依頼せざるべからず然るに現行の手形法は信用取引の媒介者となるには甚だ不充分なりと考ふ蓋し此三法案は目下我國の現状に照し見るに最も焦眉の急にして一日も棄て置き難きとんど信す故に政府は之に多少の修正を加へ且つ分割施行するに當ては更に數條を分断して此の法案を提出せり而して此の法案は明年一月一日を期して施行する者なれば幸に諸君の賛成を得て速に本案を可決せられんふど止む故に政府は之に多少の修正を加へ且つ分割施行するに當ては更に數條を分断して此の法案を提出せり而して此の法案は明年一月一日を期して施行する者なれば幸に諸君の賛成を得て速に本案を可決せられんふど矢張り議長の宣旨通りに決定せり

第十三議案閣限爭議裁判局に移りて内閣總理大臣臨時代理井上伯は政府委員席より之を説明せんとしたる處

○貴族完義事

元
詩

理の説明

政府は権限爭議裁判法案を提出せりその趣意たるやうんと本大臣が殊更に辨明する程の必要はわざるべしと信す即ち一方には司法裁判所又行政官廳あり他の方には行政裁判所もりて各互ひに羈束を受け又獨立の機關として成り立ち恰も三方に鼎立せり双方の間に往々輶遠の争は時々生ずるみどなるべし斯る場合に於ては何處にか之を決定せねばならぬ必要あり既に政府は行政裁判法に於ても豫め権限裁判所を設けると云ふふを記せり即ち今はその豫期せし進路を追ふて本案を提出せし次第なり要するに本案は即ち司法裁判、行政裁判、議政裁判に於ても豫め権限裁判所を設けると云ふふを充分に要するのみとを認定さるゝならんと信す者は各條に就き詳細の説明は政府委員より致すならん

井上伯の演説終り末松政府委員立ちてその各條に就き詳細なる説明は委員會に於て之を爲さんと云ひ議長は第十四議案に移る旨を告ぐ平松時厚氏は毎々議長に特別委員指名を一任するふと氣の毒なれば今回は各部にて之を推撰せんと建議し小笠原氏之に反対し起立に際して平松氏の動議過半數なりとの議長の宣告に應じて諸君に於て之を實施する處の大體の主意なり而して諸君に於ても充分に要するのみとを認定さるゝならんと信す者は各條に就き詳細の説明は政府委員より致すならん

井上伯の演説終り末松政府委員立ちてその各條に就き詳細なる説明は委員會に於て之を爲さんと云ひ議長は第十四議案に移る旨を告ぐ平松時厚氏は毎々議長に特別委員指名を一任するふと氣の毒なれば今回は各部にて之を推撰せんと建議し小笠原氏之に反対し起立に際して平松氏の動議過半數なりとの議長の宣告に應じて諸君に於ても充分に要するのみとを認定さるゝならんと信す者は各條に就き詳細の説明は政府委員より致すならん

午後零時二十五分再び開議し新莊直陳、三浦安氏等より持纏規則に關する質問案を呈出したるふとを報じて懲罰正副委員長及び午前に決議したる特別審査委員会で懲罰正副委員長及び午前決議したる特別審査委員会で懲罰正副委員長及び午前決議したる特別審査委員会を報道して散會を告げたり

○貴族院の見聞
専ら黙するに如かず。開會の鳴鈴院内に響いて議員衆も議場に入る三浦安氏も亦二三の人に後れて来る只誰も請暇の件なりしかば議長逐一その姓名と請暇の日数などを読み上げ異議なくば許可すべしと告ぐ例に依りて異

聞記者の筆先方に懸るを嫌はゞ専ら黙するに如かずと憲のある筈なし因て次ぎの議事に移るその間僅かに二秒時

再度の失敗 特別委員の擇舉に就き平松子爵は再度迄四件而して其内の一より十に至る迄の議事は孰れも皆請暇の件なりしかば議長逐一その姓名と請暇の日数などを読み上げ異議なくば許可すべしと告ぐ例に依りて異

議のある筈なし因て次ぎの議事に移るその間僅かに二秒時

再度の失敗 特別委員の擇舉に就き平松子爵は再度迄四件而して其内の一より十に至る迄の議事は孰れも皆請暇の件なりしかば議長逐一その姓名と請暇の日数などを読み上げ異議なくば許可すべしと告ぐ例に依りて異

議のある筈なし因て次ぎの議事に移るその間僅かに二秒時

再度の失敗 特別委員の擇舉に就き平松子爵は再度迄四件而して其内の一より十に至る迄の議事は孰れも皆請暇の件なりしかば議長逐一その姓名と請暇の日数などを読み上げ異議なくば許可すべしと告ぐ例に依りて異議のある筈なし因て次ぎの議事に移るその間僅かに二秒時

再度の失敗 特別委員の擇舉に就き平松子爵は再度迄四件而して其内の一より十に至る迄の議事は孰れも皆請暇の件なりしかば議長逐一その姓名と請暇の日数などを読み上げ異議なくば許可すべしと告ぐ例に依りて異議のある筈なし因て次ぎの議事に移るその間僅かに二秒時

○豫算に關する交渉